



担当	北海道労働局職業安定部職業安定課
	長 前田 義光 地方労働市場情報官 渡部 賢一 TEL 011-703-2311(内線3672)

平成26年度 北海道雇用施策実施方針を策定

— 北海道労働局と北海道との雇用対策協定に基づく事業を展開します —

北海道雇用施策実施方針は、北海道労働局及び公共職業安定所における雇用対策と北海道の雇用施策が、密接な関係のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、雇用対策法に基づき北海道労働局長が北海道知事の意見を聞いて、当該年度の方針を定めるものです。

当局と北海道が平成24年12月に締結した雇用対策協定は、北海道の講ずる雇用施策や福祉・教育及び産業振興策等と、当局及び公共職業安定所の雇用施策との緊密な連携を実現するものですが、同協定に基づき策定される事業計画は、雇用対策法の定める雇用施策実施方針に相当いたしますので、当局では厚生労働省と協議して、平成25年度以降は同協定に基づく事業計画を当該方針としています。

このたび、平成26年度の事業計画を策定しましたので、平成26年度北海道雇用施策実施方針として公表いたします。

なお、同協定に基づく事業については、「それぞれが実施する施策を推進するため、北海道と当局は相互に必要な要請を行うことができ、互いに誠実に対応する。」と定めており、これまで以上に緊密な連携協力を図ってまいります。

【主な事業計画内容】

○若年者等に対する就業支援

- ・若年者支援施設(「みらいっぽ」など)の一体的運営によるサービス向上
- ・新規学卒者、女性、公共職業訓練(道立)受講生、障害者、留学生、高年齢者等への就職支援
- ・「若者応援企業宣言」企業拡大の連携協力

○産業振興と雇用創出の一体的な取組

- ・自動車産業など「ものづくり産業」への人材確保支援の強化
- ・道内中小企業及び成長分野企業の雇用拡大支援
- ・首都圏でのU・Iターンフェアの開催
- ・ビジネスサポートハローワークによる企業支援(人材確保、助成金利用相談)

○雇用関係情報の共有

- ・企業倒産、進出など雇用量変動に係る情報共有
- ・人手不足関係情報の共有
- ・統計情報などの共有

○その他北海道と当局がその都度必要と認めた事業

- ・雇用保険制度の周知に係る連携
- ・季節労働者の通年雇用の促進
- ・戦略産業雇用創造プロジェクト事業及び地域人づくり事業への連携協力